

# 学校法人茶屋四郎次郎記念学園

中長期計画 平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日 (計 5 年間)

東京福祉大学  
東京福祉大学短期大学部

<b>第 1 章 長期ビジョン</b> .....	<b>3</b>
第 1 節 建学の精神 .....	3
第 2 節 本学の使命 .....	3
第 3 節 本学をめぐる環境条件の変化 .....	4
1 不況の長期化による家計への影響.....	4
2 少子化に伴う大学経営の困難.....	4
3 高齢化に伴う福祉政策の転換.....	4
4 関係法令等の改正 .....	4
第 4 節 中期計画の重点目標.....	5
1 社会ニーズを踏まえて人材の養成・供給を図る.....	5
2 組織運営をさらに迅速に機動的に行えるよう見直し、ガバナンスの強化を図る.....	5
3 各キャンパスを整備し、効率のいい使用を検討する.....	5
4 ローカリズムとグローバリズムの政策的調和を図る.....	5
<b>第 2 章 教育・研究に関する中期目標</b> .....	<b>5</b>
第 1 節 教育に関する目標 .....	5
1 全学的な人材育成 .....	5
2 キャリア教育・キャリア開発支援.....	5
3 通学課程について .....	6
4 通信教育課程について .....	6
5 大学院について.....	6
第 2 節 教育の実施体制 .....	6
1 教員の教育力の強化.....	6
2 教育内容の精査と評価.....	7
第 3 節 研究に関する目標 .....	7
第 4 節 学生支援.....	7
1 学生サポート体制の確立 .....	7
2 実習指導の充実.....	7
3 留学生の学修・生活の支援.....	8
第 5 節 地域貢献.....	8
第 6 節 国際交流の推進 .....	8
<b>第 3 章 経営・管理と財務</b> .....	<b>9</b>
第 1 節 運営体制.....	9
1 管理運営におけるガバナンスの強化.....	9
2 公的教育機関としての倫理、コンプライアンス.....	9
3 広報活動.....	9
第 2 節 教職員.....	9
1 事務組織の充実.....	9
2 教員組織と事務組織の連携の強化.....	10
3 教職員の適正な配置.....	10

第3節 財政基盤の強化.....	10
1 収入面の改善・強化.....	10
2 支出面の圧縮.....	10
第4節 自己点検・評価、情報公開.....	11
1 自己点検・評価.....	11
2 情報公開等の推進.....	11
第5節 その他.....	11
1 教育環境の整備.....	11
2 危機管理.....	11

# 学校法人茶屋四郎次郎記念学園

## 中長期計画

平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日（計 5 年間）

東京福祉大学

東京福祉大学短期大学部

### 第 1 章 長期ビジョン

#### 第 1 節 建学の精神

東京福祉大学の「建学の精神」は「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」ことであり、こうした建学の精神を教育研究活動の基盤に置いている。本学は 2000 年 4 月、群馬県伊勢崎の地に開学した。当初、社会福祉学部のみで大学としてスタートした本学は、その後順調な発展を続け、現在では社会福祉学部・心理学部・教育学部の 3 学部と短期大学部、そして大学院社会福祉学研究科・心理学研究科・教育学研究科を置き、伊勢崎のほか、東京の副都心の池袋キャンパスと王子キャンパス、名古屋市を中心の丸の内にある名古屋キャンパスを含め、4 か所にキャンパスを有する大学に発展している。

西暦 2000 年にスタートした本学は、21 世紀の少子高齢社会の到来を見据え、国際的な広い視野と、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開いていくフロンティア精神を有する人材の育成に尽力してきた。また本学の校章にデザインされている「御朱印船」は、そうした国際的視野と未知の世界へ船出していくフロンティア精神を象徴するものである。なお、本学が育成する福祉・心理・教育・保育などの「人」にかかわる分野の専門家には、アカデミックな能力とともに、他者への深い愛情と思いやり、そして、学んだ知識と技術を現実に生かして社会に貢献していくことのできる実践的能力も求められる。本学の建学の精神は、今後も受け継がれ、より深化させていかねばならない。

#### 第 2 節 本学の使命

本学は、前述の建学の精神のもと、「できなかつた子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」をその使命としている。

「東京福祉大学 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」にも明記されているとおり、本学では、柔軟な思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力を身につけるために、双方向対話型の授業を実施している。また、教養科目及びキャリア支援教育科目の履修を通して、入学から卒業まで継続的にキャリア開発、専門職者育成に取り組んでいる。本学では、高校時代等に勉強が苦手だった学生も含め、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して能力を伸ばし、社会福祉士、精神保健福祉士等の国家試験、公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わる、真の教育を実践している。そのために国家試験や公務員・教員採用試験合格サポートプログラムと就職支援システムを充実させ、卒業生の明るい未来を保障することを通して、社会に貢献している。こうした本学の使命は今後も継続して果たしていかねばならない。

### 第3節 本学をめぐる環境条件の変化

#### 1 不況の長期化による家計への影響

1990年代以降、日本経済はバブル破裂後のデフレ局面が4半世紀に及ぶ中、企業都合での労働力の入退職が容易で、処遇コストを低減できる非正規雇用の増加も相まって、家計の不安定化や可処分所得の低下が生じ、大学進学を断念する者や、進学後の退学者の増加が生じている。反面、就職に有利とされる専門職養成校に人気が集まることになった。その一つが福祉分野であり、介護保険実施時期（2000年）に開学した本学は、その時流に乗って地歩を固めることができた。しかしながらアベノミクス等によって、経済が本格的に回復拡大軌道に乗ってくれば、雇用や就職の動向に新たな変化が生じるであろうが、こうした時流を敏感かつ的確に把握する必要がある。

#### 2 少子化に伴う大学経営の困難

少子化が急速に進行しており、18歳人口も減少傾向が続いている。1992年には205万人を数えたが、20年後の2012年には119万人に減少した。これは今後も継続し、早晚100万人の大台割れになると推測される。一方、大学数は523校（1992年）から783校へと、年平均10校のペースで増加している。その結果、多くの大学が入学者の定員割れを起こしており、私立大学ではおよそ4割が赤字経営（帰属収支マイナス）に陥っているとされる。加えて大学進学率が50%を上回り、これ以上の伸びは期待できず、入学者のターゲットを社会人や高齢者、留学生にまで拡大する視点が欠かせない。

#### 3 高齢化に伴う福祉政策の転換

わが国の高齢化率（65歳以上の人口割合）は2014年に世界最速で25%を超え、今後も伸び続ける予測だが、これは人類社会で未踏の領域である。高齢者増加による、年金、医療、介護分野での継続的財政需要増加（当然増）が国家財政危機の主要因とされ、社会保障の構造的制度改革が政治課題となっている。高齢者介護分野は、措置から社会保険への転換によって給付額の急増が見られたのであるが、年金や医療といったより給付額が大きい制度の見直しの余波が介護保険分野に及ぶことは避けられないであろう。そうした場合も想定した大学運営が求められている。

#### 4 関係法令等の改正

文教政策も時代に応じたものが打ち出されている。本学も関係法令等の改正に合わせて諸規則の整備を図っていく。近年では以下のものがあり、本学でもすでに対応したものもあるが、さらに整備を進めていきたい。

2011年4月1日改正施行された「大学設置基準」では、「社会的・職業的自立に関する指導等」、いわゆるキャリアガイダンスの実施を目的に、入学時期から継続的に職業選択、進路指導を行うこととされた。本学においてはすでに教養教育をはじめ実行に移されている。2014（平成26）年2月18日改正・文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、さらに2014（平成26）年4月2日に公布、同日施行の「私立学校法の一部を改正する法律」では、公的教育機関としてのガバナンスが強く求められている。また2014（平成26）年8月26日には、文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が発表され、不正を事前に防止するための取組、組織の管理責任の明確化、国による監視と支援、現行基準の具体化・明確化、が示されている。本学においても平成26年度からの運用を開始する。さらに2014年6月成立、2015（平成27）年4月1日施行「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」においては、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の諸規則を見直すことがうたわれている。これらについても、2015年度に向けて諸規則の整備を進める。

## 第4節 中期計画の重点目標

### 1 社会ニーズを踏まえて人材の養成・供給を図る

本学の教育・研究の基盤になっている建学の精神は、「柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材育成」、使命は「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」であるが、「学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能」「社会人の学び直し機能」等々の社会ニーズを踏まえたうえで、目標とする人材育成が行えるよう不断に教育プログラム・教育組織の見直しを検討する。

### 2 組織運営をさらに迅速に機動的に行えるよう見直し、ガバナンスの強化を図る

社会ニーズの変化に即応しつつも、安定した学校経営が行えるよう、迅速な意思決定と機動的運営が可能な組織の形成を目指す。

### 3 各キャンパスを整備し、効率のいい使用を検討する

王子キャンパスの校舎新築については現在進行中であるが、今後さらに、各キャンパス校舎の自己所有を進めることをめざし、効率的に使用できるよう検討する。

### 4 ローカリズムとグローバリズムの政策的調和を図る

日本社会、地域社会で役立つ実践力を持った人材育成が本学の目的であるが、そのためには国際的視野を持ち、社会の変化を予測する力が必要である。また、日本社会の少子化は深刻であり、多文化共生も我が国の検討課題である。このような観点から、本学における国際交流を推進していき、希望者を対象に海外短期留学事業を継続する。

また、外国人留学生を積極的に受け入れ、日本語教育から大学、あるいは大学院の専門教育までを一貫して提供したいと考える。熱意ある留学生と勉学をともにすることで、日本人学生の向上心にも刺激を受け異文化理解を図ることとなる。

## 第2章 教育・研究に関する中期目標

### 第1節 教育に関する目標

#### 1 全学的な人材育成

- 建学の精神に基づき、以下に記した人材育成を目標とする。
  - ・専門職として主体的、かつ能動的に活動できる人材
  - ・変動する制度や社会ニーズに対応できる応用力のある人材
  - ・論理的思考、問題発見能力、問題解決能力が備わった人材
- 教育課程の体系化を進める。
- 基礎教養科目を洗い直し、時代に即したカリキュラム編成を検討する。
- 学外からの評価を踏まえて、実践的科目（実習・演習）の教育内容を高度化する。

#### 2 キャリア教育・キャリア開発支援

- 卒業生には安定した職業に就かせ、高就職率を維持する。
- 学生の志望キャリアを尊重した進路指導を行う。
- 一般職・公務員等新たな就職先を開拓する。
- 既卒者の再就職、国家試験への再挑戦、臨時採用教員の本採用等への支援を制度化する。
- 2011年4月1日改正施行された「大学設置基準」のうち、「社会的・職業的自立に関する指導等」いわゆるキャリアガイダンスの実施を目的に、入学時期から継続的に職業選択、進路指導を行う。
- 資格国家試験、教員採用試験、公務員試験等、志望キャリア別の支援体制を充実させる。

- 既卒者が就職支援室等本学組織や国家試験対策等本学教育システムを利用できる体制作りを検討する。
- 同窓会と連携し、卒業生からの支援や卒業生が属する組織への就職をシステム化するための基盤作りを進める。

### 3 通学課程について

- 各学部において学生の教員免許取得、国家資格取得等に対応した学習カリキュラムを検討し、入学者全体の実力養成を図り、合格に向けた指針を決め目標とする。
- 大学院進学希望者については、学部時から目標を定め、院生としてふさわしい資質力量を備えるよう、全教員が指導する。
- 社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻経営福祉コース及び教育学部教育学科日本語教育コースの教育の充実を図る。
- 教育学研究科においては、博士後期課程の設置を検討する。
- 短期大学部においては、3年制という修業年限の特長を生かした学生の確保に努める。

### 4 通信教育課程について

生涯教育が叫ばれるなか、通信教育への社会的期待に応えるべく、抜本的な見直しを行う。特に現在の仕組みについて時系列的な反省、評価を行い、学生数確保や教育内容の充実に向けて、組織的見直しを行う。

- IT技術（スカイプ、インターネット学習支援システム、ウェブ上ディスカッション等）を活用したレポートの提出、評価等の仕組み導入を検討する。
- 社会人受講生の意識調査等を行い、生涯教育ニーズに合致した新たな受講生像を描き、領域の拡大を図る。
- 出願方法の利便性や学習環境の整備、教育方法の多様化を検討し、学生確保のための諸方策を進める。

### 5 大学院について

各研究科が目指す教育内容を再検討し、明確化する。また、本学大学院の共通理念を見直し、大学院教育の内容をいっそう充実させる。

- 修士論文、博士論文の作成および審査の基準をよりわかりやすくする。
- TAなどを含め、院生の学部生教育段階での活用策を検討する。
- 合格論文の発表場所の提供等、院生の卒業後の活躍手段を開拓する。

## 第2節 教育の実施体制

### 1 教員の教育力の強化

学生の問題探求能力や問題解決能力、コミュニケーション能力向上の上で効果的である双方向対話型・グループ討議方式授業の実践を徹底する。

- 専門科目、基礎教養科目とも、習得状況を教務課及びアカデミック・アドバイザーのもとで管理し、学生、教員双方の次年度への課題を明確にする。
- 学生の学業、生活上の全般を把握し、指導するアカデミック・アドバイザーには、原則専任の全教員が就任することとするが、その業務を支援するためのバックアップ体制を全学教務委員会内に確立する。
- 全学教務委員会において、隔年ごとに、公平かつ適正な学生の学業成績評価を促進するために、各教員の評価（成績）方法と基準の点検と調整に関する提言を行う。

- ファカルティデベロップメント（FD）をさらに充実させる。形式に流れず、状況を踏まえた方法の改善を行い、またその成果分析を学内公表する。
- 全教員参加による授業の相互参観を常態化するとともに、職員による授業観察も実施し、授業内容とシラバスとの対比を恒常化する。

## 2 教育内容の精査と評価

カリキュラム実施において教育内容の陳腐化を防ぎ、学生に最新最適の授業を行うためには、カリキュラム編成やそれぞれの内容について不断に見直す必要がある。

- 入学前教育及び導入教育、初年次教育について再検討する。
- 全学教務委員会において全科目におけるシラバス点検を行い、担当教員の面接などを踏まえて、科目の統廃合を提言する。
- 学生による授業評価の授業への反映について検討する。

## 第3節 研究に関する目標

本学の特色を生かした研究を推進し、研究成果を広く社会に公開し、もって社会への貢献を図る。教員にとって研究も重要な分野であるが、本学の教育レベルと社会的評価を向上させることの一環であることを忘れてはならない。

- 専任教員は、各自の研究領域における成果を、著作本として出版あるいは幅広く刊行物等に投稿することを求める。
- 学内の研究誌を充実し、大学院生の論文もその要旨を掲載する。
- 専任教員の科研費及び外部公募型研究資金獲得を、組織的に支援する。
- 本学大学院の各研究科は、学位取得をめざす専任教員に対する重点指導をシステム化する。

## 第4節 学生支援

### 1 学生サポート体制の確立

大学には、学生が学生時代に勉学において達成したいことを実現させる契約上の責務がある。そのためには学生の自覚、努力が前提になるが、われわれは限られた財源のなかで学生の学修・生活を支援する効率果的なサポート体制を確立する必要がある。

- 毎学期の単位取得状況や学習到達度について、アカデミック・アドバイザーの指導システムを体系化する。
- 学業不良による中途退学者の現状を把握し、それを最小化する方策を検討する。
- アカデミック・アドバイザーによる個別指導、教科担当教員によるオフィスアワー、福祉専門職支援室・教職課程支援室・就職支援室などによる支援実績を集計分析し、全学教務委員会において、支援マニュアルを作成する。
- スポーツ系、文化系のサークル活動に対し、その活動意図を審査のうえ、学内施設の使用許可を含めた支援をさらに充実させる。
- 犯罪やセクハラなど不測の事態に巻き込まれた学生、心身の健康問題を抱える学生、家庭の経済状況悪化に苦慮する学生に対する相談支援体制を充実させる。
- 進路変更を考える学生の支援体制を検討する。
- 卒業生の情報交換の場を同窓会と連携し学内に準備する。

### 2 実習指導の充実

実習の成果を確実なものとし、卒業後に活かせるようにする工夫が必要である。

- 実習（福祉・教育）に送り出す学生の事前評価、選抜は学生の将来を見据えた客観的基準に基づいて厳格に行う。
- 事前指導は一括指導を行っているが、事後指導は個別、またはグループ指導を併せて実施する。
- 実習単位の付与を厳格化し、実習評価の低かった学生には再実習を必須とするなどの方策を検討する。
- 実習先施設との友好協力関係の構築手段を関係学部において検討開発に着手する。

### 3 留学生の学修・生活の支援

今後、国際交流の推進によって海外からの留学生の増加が見込まれるが、留学生には特に学修・生活面を含めたサポート体制が必要である。

- 勉学、生活の基盤となる住まいの斡旋の仕組みを検討する。留学生の場合、本国での住宅事情や居住習慣との差異もあって特別な配慮が求められることから、財務状況も勘案しつつ、学生寮（大学での賃貸を含む）の整備等を検討する。
- 奨学生の選抜に際しては、成績良好者に限定するなど、形式的にならないよう意識し、真に勉学熱心な学生を選ぶ必要がある。また事後評価を行い、制度の改善・見直しを行う。
- 公私の奨学金制度を研究し、適格な学生に周知し推薦する。
- 教務課およびアカデミック・アドバイザーは学生のアルバイト状況を把握し、学業との両立に支障のないように指導する必要がある、その体制を構築する。

### 第5節 地域貢献

各キャンパスが、それぞれ地域に根ざした地域貢献活動ができるような組織体制を整備する。

- ぐんま地域・大学連携協議会など、群馬県との連携を推進する。
- 群馬県伊勢崎市との協定、伊勢崎市教育委員会との覚書に基づく体験学習型学生派遣を推進する。
- 東京都豊島区および北区との間で、同様の地域貢献についての協議を進める。
- 愛知県名古屋市との連携や地元商店街の催事への積極的参加と学生ボランティアの参加による地域貢献を進める。
- 専任教員による自治体等の審議会委員就任などの協力活動を組織的に進める。

### 第6節 国際交流の推進

本学の特色を活かした国際交流を推進し、教育研究活動の国際化を図る。

- 本学への留学生に対する、日本語習得から大学院までの一貫した教育プログラムを作成する。
- 事務組織内の留学生支援室において、進学・授業相談や日常の幅広い生活サポートを担当する。また、進学就職等、卒業後の進路指導・支援について、日本人学生と同等の体制の構築をめざす。
- 本学における国際交流の核になるべき、国際交流センターやその運営委員会を充実し、留学生の募集地域の拡大を含め、外国の大学との間での戦略的交流計画を立てる。
- 学生の見聞を広める絶好の機会である短期留学を充実する。
- 留学生と日本人学生との交流の機会を充実させ、グローバル社会で活躍できる人材育成に向けた教育活動を多様化させる。
- 教員の国際学会への参加、研究発表を支援する。

## 第3章 経営・管理と財務

### 第1節 運営体制

#### 1 管理運営におけるガバナンスの強化

社会、経済情勢の変化に即応し、安定した学校経営を行うためには、理事会や監事はその職務権限を迅速、果敢に作動させる必要があり、これは本学の今後の運営の根幹事項である。

- 理事会及び監事は、寄附行為、法令および根拠規定に基づいて、その職務責任を遂行する。
- 教学の最高意思決定機関である教育研究評議会と、その下部に位置する各種学内委員会の権限、議決方法、実施の仕組みを明確化し、活動記録を文書で保存する。
- 教学組織（各学部、研究科）および事務組織の意思決定の仕組みを明確化し、記録を文書で保存する。
- 第三者評価機関の評価基準を取り入れた自己評価システムを明確化するとともに、自己評価結果を学内外に周知・公表する。
- 各種諸規則を、相互間の齟齬がないよう定期的に点検する。
- 各種諸規則の研修会を実施する。
- 諸規則変更の都度、各所属長から所属教職員に変更内容を周知する。
- 公印取扱規程、経理規程に基づく実質的で厳格な公印取扱い・経理を実行する。

#### 2 公的教育機関としての倫理、コンプライアンス

大学・短期大学を運営する学校法人として、公的な教育機関としての倫理観に基づいた適正な運営を行う。

- 倫理・コンプライアンスに関する諸規則や遵守事項について、教職員に広く知らしめるよう方策をとる。
- 監事監査を含む内部監査を厳格に実行する。

#### 3 広報活動

大学は淘汰の時代に入っており、社会が求める要望に応じられる大学をめざす。意欲をもって学習に取り組み、その成果を携えて健全な社会人たらしめる者には、幅広くその機会を提供するものであり、アドミッション・ポリシーを掲げ、そのことを明瞭な形で学生募集に反映させたいと考える。さらに社会一般に本学の存在意義が認知され、社会から信頼される大学をめざし広報活動を行う。

- 学生の就職先、就職率、国家資格試験の合格者数・合格率、教員採用状況など、本学の教育が達成している状況を、具体的数値を用いて広報する。
- キャンパス整備状況等について、視覚的情報を用いて正確に伝える。
- 留学生募集に関しては、授業内容等を正しく周知し、現地メディアも活用して発信する。
- 名古屋キャンパスにおいては、教育体制整備状況と合わせた広報を検討する。
- 大学全体または各キャンパスの地域貢献・社会貢献活動を集約し、迅速に広報できる体制を整備する。

### 第2節 教職員

#### 1 事務組織の充実

事務組織は大学の使命を遂行する上においては、その組織力を発揮して、大学を支える役割を果たさなければならない。事務組織の積極性、機動性の如何が、大学存続の重要なファクターであるから、その見直しや合理的組織化を検討する。

- 理事長をトップとし、事務局長、課長を通じて系統立てられる事務組織の権限と指示、命令の仕組みを全職員間で共有する。
- スタッフ・ディベロップメント (SD) を充実させ、職員の資質の向上を図る。
- 報告・連絡・相談の具体化、体系化とその実施を、オン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT) を通じて徹底する。
- 業務遂行の効率化をめざし、状況に応じて事務組織の改革を検討する。

## 2 教員組織と事務組織の連携の強化

大学の理念・教育方針の具現化、教育目標の達成に向けて教員と職員の連携を密接に保つ。

- 全体ミーティング等を通じて教職員間の問題意識を共有する。
- 学内委員会への教職員合同参加の方式を維持し、充実をはかる。

## 3 教職員の適正な配置

- 本学の建学の精神・使命にのっとり、教育・研究の基本体制を維持しながら、法人事務局において年齢分布等も踏まえた専任教員採用計画を立て進め、学部教授会の要望も参酌しつつ、専任教員採用を実施する。
- 専任教員の昇格、昇給に関する内部基準を実効性あるものに検討する。
- 専任教員のモラルを維持する観点から、定年制やテニヤ制度を有効に活用する。
- 学部・学科の定員変更による在学生数の増減を考慮した教員の所属、学部配置の異動を検討する。
- 職員の昇給・昇任・異動については、業務遂行に必要な資質と能力と実績を評価基準とした、適切な人事考課制度を実施できるよう、定期的に制度内容を点検し改善する。

## 第3節 財政基盤の強化

大学進学者数は2018年を境にさらに減少傾向が加速し、65万人から2031年には48万人まで減少する見込みである。本学において、このマーケット縮小の影響を鑑み、収入面、経費支出面の両面からの対策を講じる必要がある。

### 1 収入面の改善・強化

財政基盤の安定に向けて、収入を増やすための方策に積極的に取り組む必要がある。

- 通学課程・通信教育課程とも入学定員確保に取り組み、学納金収入の安定を図る。
- 内部管理体制改善を実現し、「私立大学等経常費補助金」の安定的な確保に努める。
- 寄付金等の受入れ多角化を検討する。

### 2 支出面の圧縮

分野を限定せずに不要不急の経費を圧縮し、人件費や管理経費の抑制を図ることで、強靱な財務体質を作る。

- 人件費の構成について人件費比率の圧縮を検討する。
- 教育研究経費のうちの校舎等賃借料の比率を、校舎の自己所有等により圧縮することを検討する。
- 教育施設の自己所有を含む設備の充実を図る。
- 予算編成方法の見直しを進め、戦略的な資源配分への取組みを行う。
- 備品購入費等について、事前予算統制を行うことで支出管理を厳格化する。

- 業務効率化、業務方法改善による時間外業務の削減等を強力に進める。
- 教育研究レベルの低下に関わらない全支出項目の洗い直しによる経費節減を行う。

#### 第4節 自己点検・評価、情報公開

##### 1 自己点検・評価

大学においては、平成 25 年度の日本高等教育評価機構による第三者評価で適合認定を受けたところであり、第 2 サイクルの評価を平成 28 年 7 月に申し込み、平成 29 年 6 月に自己評価報告書を提出することになっている。そのため平成 27 年 6 月公表を目標とする、平成 27 年度（検証期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の自己点検・評価を実施する。

短期大学部においては、平成 24 年度の短期大学基準協会による第三者評価で適合認定を受けたところであり、第 2 サイクルの評価を平成 30 年 7 月に申し込み、平成 31 年 6 月に自己評価報告書を提出することになっている。その間、計画的に自己点検・評価を行っていく。

- 自己点検・評価体制を整備し、恒常的な自己点検・評価活動を行って、改革の推進、質の向上に努める。
- 自己点検結果については学外にも周知する。

##### 2 情報公開等の推進

社会に開かれた大学として、積極的に情報公開を行う。

- 情報公開を広報戦略の一環として位置付け、わかりやすい情報を適時に発信できる体制をつくる。
- 公開必要情報の洗い出しを行い、財務関連を含め、原則的に公開対象とする。

#### 第5節 その他

##### 1 教育環境の整備

校舎その他の教育環境整備を、計画的に実施する。

- 池袋キャンパス、王子キャンパス、名古屋キャンパスの、学生数増加に伴う校舎等の整備を行う。
- 教室が分散している池袋キャンパスの校舎を段階的に集約する。
- 老朽化した伊勢崎キャンパスの体育館の整備を行う。
- IT 化推進に伴う機器の最新化を行う。
- その他、教職員研修センター、赤城研修センターの整備を検討する。

##### 2 危機管理

危機管理マニュアルの更新を行う。

- 開学以来 15 年を経過し、積雪、台風、地震等の事象を体験してきたが、これらの知見を踏まえ、学生・教職員を含めたさまざまな事象に応じた、危機管理の即応体制のマニュアルを見直す。
- 防災に備えた、備蓄品整備について検討する。
- 避難訓練、防災訓練をキャンパスごとに定期実施する。

以上